

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 管理者の兼務範囲の明確化（第50条、第61条、第66条、第131条、第168条、第205条、第229条、第240条及び第257条関係）
- イ 身体的拘束等の適正化（第59条第3号及び第4号、第56条第2項第2号、第77条第1項第8号及び第9号、第74条第2項第5号、第87条第10号及び第11号、第84条第2項第3号、第96条第1項第3号及び第4号、第96条第2項第3号及び第4号、第96条第3項第3号及び第4号、第93条第2項第2号、第126条第10号及び第11号、第123条第2項第3号、第137条第3項、第251条第8号及び第9号、第248条第2項第2号、第265条第7号及び第8号及び第262条第2項第2号関係）
- ウ 「書面掲示」規制の見直し（第55条の4第3項、第143条及び第247条第3項関係）
- エ 訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し（第80条第3項及び第118条第5項及び附則第7項関係）
- オ 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化（第87条第5号及び第126条第5号関係）
- カ リハビリテーション会議の構成員（介護支援専門員）の追加（第87条第1号関係）
- キ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務化（第141条の2、第182条及び第218条関係）
- ク 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化（第204条第9項関係）
- ケ 口腔衛生の管理の強化（第211条の2関係）
- コ 協力医療機関等との連携体制の構築（第215条関係）
- サ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第215条関係）
- シ 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案（第

- 251条第4号及び第265条第3号関係)
- ス 貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化（第252条第5項関係）
- セ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討（第252条第5項関係）
- ソ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認（第266条第5項関係）
- タ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス（第265条第6号関係）
- チ 予防短期入所系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）等を義務付け（第137条第3項及び第178条第3項関係）
- ツ 予防短期入所系サービスについて、ユニットケアの質向上のための体制を確保（第158条第5項及び第195条第5項関係）
- テ 定員の遵守（第140条第2項関係）
- ト 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和（第130条第5項関係）
- ナ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）が廃止されるため、該当条文を改正（第174条第1項、第175条第1項及び第2項、第176条、第180条第2号、第192条、第196条第1項第2号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、介護予防訪問看護における管理者の兼務範囲の明確化及び身体的拘束等の適正化、介護予防訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーション会議の構成員（介護支援専門員）の追加、介護予防訪問及び介護予防通所リハビリテーションにおける身体的拘束等の適正化、事業所に係るみなし指定及び入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握、介護予防居宅療養管理指導における身体的拘束等の適正化については令和6年6月1日から施行する。

イ 経過措置

(ア) 「書面掲示」規制の見直し

施行の日から令和7年3月31日までの経過措置を設ける。

(イ) 口腔衛生管理の強化

施行の日から令和9年3月31日までは努力義務とする経過措置を設ける。

(ウ) 居宅療養管理指導における虐待の防止及び業務継続計画の経過措置延長

令和6年3月31日から令和9年3月31日まで経過措置の延長を設ける。